

追加募集

文化財の修復事業を助成します

石川県文化財保存修復工房を利用した
絵画、古文書、漆工芸品など、県内に所在する
文化財の修復事業の経費の一部を助成します



募集期間	随時受付中（予算がなくなり次第終了）		
対象文化財	●石川県内に所在する国指定重要文化財・重要有形民俗文化財 ●石川県指定有形文化財・有形民俗文化財 ●石川県内市町指定有形文化財・有形民俗文化財 ●石川県内に所在する国登録有形文化財・有形民俗文化財及び未指定文化財（一定の歴史的価値が認められたものに限ります。）	令和6年能登半島地震の被災有無に関わらず助成 令和6年能登半島地震で被災したものに限り	
対象者	対象文化財の所有者（または管理者） ※地方公共団体は除く		
対象事業	R7.4.1 ~ R8.3.31に実施する修復事業で、次の(1)(2)を両方満たすもの (1) ①国・石川県・市町指定文化財の修復に対して、 国、石川県、市町からの助成が予定されていること ②国登録文化財・未指定文化財の修復に対して、 令和6年能登半島地震復興基金からの助成が予定されていること (2) 石川県文化財保存修復工房を利用して行われる修復事業 ※令和6年能登半島地震復興基金から助成を受ける場合も対象です。		
助成率	所有者負担額の2分の1（上限100万円） ＜助成率のイメージ＞ ※市町指定文化財の場合 （例1）通常の場合 市町助成 50% 当基金 による助成 25% 所有者 25% 所有者負担50% （例2）令和6年能登半島地震の被災文化財の場合 市町助成 50% 復興 基金助成 33.3% 当基金 による助成 8.35% 所有者 8.35% 所有者負担16.7%		

